

平成27年12月21日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
5 番	松田義太	14 番	松尾征子
6 番	中村一堯	15 番	光武学
7 番	稲富雅和	16 番	松尾勝利
8 番	勝屋弘貞		

2. 欠席議員

11 番 松本末治

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中尾悦次
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
環	境	峰	松	靖	規
部	長	大	代	昌	浩
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
兼	人	川	原	逸	生
権	・	橋	村	直	子
同	和	田	崎		靖
対	策	中	島	憲	次
課	長	山	崎	公	和
企	画	山	浦	康	則
財	政	岩	下	善	孝
課	長	岸	川		修
兼	選	栗	林	雅	彦
管	理	小	野	隆	浩
委	員	染	川	康	輔
会	事	針	長	三	州
務	局	澤	野	政	信
参	事				
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
選	管				
理	委				
員	会				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	険				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
員	会				
事	務				
局	長				
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
都	市				
建	設				
課	参				
事					
環	境				
下	水				
道	課				
長	兼				
ラ	ム				
サ	ー				
ル	条				
約	推				
進	室				
長					
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長	参				
教	事				
育					
総	務				
課	参				
事					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

---

## 平成27年12月21日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第71号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第58号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 

午前10時 開議

### ○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。中尾事務局長。

### ○議会事務局長（中尾悦次君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から財政援助団体等監査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

### ○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。議案第71号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

### ○市長（樋口久俊君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

追加議案についてですが、本日、追加提案をいたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第71号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現在の委員であります北村潤一さん、任期が平成28年2月16日をもって満了することに伴いまして、引き続き北村潤一さんを任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものがございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

お諮りします。議案第71号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決しました。

## 日程第2 議案第71号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第71号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります

採決します。議案第71号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、北村潤一氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第71号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介があります。藤田副市長、お願いいたします。

**○副市長（藤田洋一郎君）**

ただいま鹿島市固定資産評価審査委員会委員として議会の同意をいただきました北村潤一さんでございます。北村さん、一言御挨拶をお願いいたします。

**○固定資産評価審査委員（北村潤一君）**

このたび委員のほうに選任いただきまして、どうもありがとうございます。土地家屋調査士をしております北村と申します。前回に引き続き一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

**日程第3 議案第57号**

**○議長（松尾勝利君）**

次に、日程第3. 議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る12月8日の本会議において、総務建設環境委員会に付託をされました議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付をいたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成27年12月11日

鹿島市議会

議長 松 尾 勝 利 様

総務建設環境委員会

委員長 伊 東 茂

**総務建設環境委員会審査報告書**

平成27年12月8日の本会議において付託されました議案第57号「鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」は、12月11日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び計画の報告を求めます。総務建設環境委員長伊東茂議員。

**○総務建設環境委員長（伊東 茂君）**

おはようございます。去る12月8日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、

担当職員出席のもと12月11日に慎重に審査を行いました。その経過及び結果について御報告いたします。

まず、担当職員より説明がありました。

条例制定の理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が施行され、平成28年1月1日からマイナンバーの利用が可能になることに伴い、マイナンバー制度のメリットをより高めるために、鹿島市が独自に個人番号を利用する事務などについて必要な事項を定めるものであるということ。

第1条は、条例の趣旨。

第2条は、用語の定義。

第3条は、市の責務を規定しています。

第4条は、独自利用を行う事務及び特定個人情報規定している。

利用する期間は市長と教育委員会、利用する事務は医療費助成や就学援助など、利用する個人情報は税情報である。また、国民の利便性向上のために、庁内連携により特定個人情報の利用ができるときは書類の提出の義務を解除することを規定している。

第5条は、特定個人情報の提供について規定をしている。

市長と教育委員会が特定個人情報の授受を行うことの規定と特定個人情報の種類を規定している。

第6条は、事務の内容及び特定個人情報の内容を規則に定めることを規定している。

この条例は、平成28年1月1日から施行をする。

以上の説明の後、次の質疑応答が行われました。

質問 条例で決めた事務以外には利用や提供はしないのか。

答弁 条例で定めた事務以外は、法に定めがある情報を除き利用はできない。

質問 税に関する情報とは、税だけの情報か。家族構成とかはないのか。

答弁 規則で具体的内容を定めるとなっている。助成対象者に係る所得情報のみである。

質問 法の施行により市役所の事務で大幅な変更とかデメリットはあるのか。

答弁 デメリットは、本人の個人番号の提示が必要な場面ではその提示がないと事務ができないので事務は負担になるかもしれない。また、申請者はカードを持ってきてもらうことが必要になる。所得証明が不要になるなど転入者にはメリットがあると思う。

質問 単純ミスなどで個人番号を誤って入力した場合はどうなるのか。

答弁 現在、システムの改修中である。番号を打ち込む際に住民基本台帳を見ながらするかどうかは未定であり、まだ不確定である。

質問 個人番号カードを持ってこなかった人、カードの受け取りを拒否した人はどうなるのか。

答弁 受け取りを拒否されても、住民票には個人番号が記載されるので住民票を取得して

提示してもらうことになる。

質問 給食費未納者に対し、児童手当から引き落としがあるが、それも使うのか。入学時にマイナンバーの提示を求めることがあるのか。それは可能なのか。

答弁 個人番号は社会保障、税、災害に特化して利用できるものであり、給食費は該当しない。

質問 マイナンバーカードを持っていなくても市役所窓口対応は可能なのか。

答弁 マイナンバーカードの作成は任意である。個人番号は通知カードでわかる。本人証明が必要ではある。

質問 通知カード送付の不在状況は現在どのようになっているのか。

答弁 10月5日基準で1万751件が対象であり、12月10日現在で764通が届いていない。通知をしており、1日当たり40から50件の受け取りがある。

質問 不明の方はいるのか。

答弁 通知書は転送不可であり、転送申請者は156件がある。その方には直接文書で知らせている。居どころが不明者への対応はなかなか難しい。

質問 正直、マイナンバーカードがどういうものか市民にも形が見えていない。システムができていない状況で1月1日から施行ができるのか。

答弁 システム整備は1月1日運用開始に向け対応はできている。平成29年7月から他市町村との連携の運用開始に向け用意をしている。

質問 平成29年7月からのシステムは鹿島市独自なのか。

答弁 そうである。この条例は市の独自利用となるので、市でしている。

質問 これにかかる費用が大きい。人の情報の流出があると思う。情報の取得に本人同意が不要なのはおかしいと思うが、どうか。個人の収入の全てを国が吸い上げることになる。アルバイトや少額の収入も把握をされる。市民の暮らしがよくなるためではなく、国の把握のためじゃないかと思う。住基カードのときと同じように無駄になるのではないか。利用の仕方だが、他市町村との連携でという生活保護申請をしたときにほかの人に知られてしまうという不都合とかあると思う。市民のためにならない。行政に負担を押しつけるものである。個人情報も守れない。

答弁 情報の取得には、本人の同意が必要である。マイナンバーを教えてもらうときには、取得情報の内容を本人に伝えなければならない。システムの整備費用は50,000千円以上かかっている。40,000千円は国庫補助である。マイナンバーの活用で負担を不当に免れるとか不正受給などを減らし、本当に必要な人に必要なサービスを行うという趣旨である。

質問 マイナンバー制度のイメージが先行し、内容がつかめていない。マイナンバー通知書は、普通は保管しておけばよいのか。

答弁 通常は保管でよい。事務手続のときに提示の必要がある場合がある。

質問 銀行からも提示を求められるのか。

答弁 現在はまだない。平成30年度をめどに預金に対してあるかもしれない。任意であり、銀行が破綻したときの預金者救済措置のためと言われている。

質問 シミュレーションは済んでいるのか。例えば、職員1人、例えば、自分、職員の方がマイナンバーカードの個人情報とその職員、自分が見てみるとか一度やってみたのか。

答弁 自分には、自分とは職員個人のことですが、自分には情報を見る資格がないので、自分の情報であろうと見ることはできない。

質問 では、あなたの個人番号を入力したら、画面に何についての情報が出てくるのか。

答弁 マイナンバーの利用業務は決まっている。個人番号を打ち込んだだけでは情報は表示されない。マイナンバーカードに情報が入っているわけではない。

質問 インターネットでの確定申告には住基カードが必要だが、それは今後マイナンバーに変わるのか。

答弁 マイナンバーカードをつくった方はマイナンバーを使うことになる。住基カードの有効期限が迫っている方は、早目の住基カード更新をしていただく。マイナンバーカードと住基カードの2つのカードを持つことはできない。

質問 税務署からの確定申告前に通知はないのか。個人番号は記載されていないのか。

答弁 税務署の管理番号がマイナンバーに変わると思うので、以前の管理番号はなくなっていると思う。

質問 市内でのマイナンバーに関する詐欺の状況はどうか。

答弁 現在のところ、市内ではあっていない。

質問 特に高齢者への注意・啓発をしていただきたい。

答弁 広報に努めたい。今までに、民生委員会や老人クラブなど20団体と勉強会をしている。

質問 マイナンバーカードは写真入りだか、写真がない通知カードでの成り済ましはどうやって防ぐのか。

答弁 窓口では、通知カードと免許証とか通知カードとパスポートを見せてもらうことになる。写真がない場合は、通知カードと保険証と住民票とを見せてもらうことなどで対応をしていく。

質問 マイナンバーカードの写真だが、年もとると顔も少しずつ変わっていく。マイナンバーカードのつくりかえは自費か。

答弁 マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上は10年間、20歳未満は5年となっている。その都度、写真等も写し、また変えていただくようになる。更新の手数料が有料

かは今のところ未定である。

質問 通知カードとマイナンバーカードの2枚を持つことができるのか。

答弁 マイナンバーカードを交付のときに通知カードを返してもらうことになる。

質問 企業管理の分は漏れやすいかと思うが、企業に罰則はあるのか。

答弁 罰則がある。法では、人的・物理的な安全管理が求められている。

以上のような質疑・答弁の後、討論を行いました。

反対討論 国の制度だが、住民にプラスにならない、マイナスしかない。納得できないので、賛成をしないという討論がございました。

討論の後、採決をした結果、議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、総務建設環境委員会において、起立多数で可決されました。

以上、委員会報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

議案第57号について委員長報告に反対の立場で討論いたします。

条例の基本となるものは国が決めたマイナンバー制度に関連するものです。既にこの制度は国が決めたもので、鹿島市においても9月議会で採決されているものです。今回、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律が施行され、マイナンバー制度のメリットをより高めるために鹿島市が独自に個人番号を利用する事務などについて条例で定めるという理由です。

しかし、考えてみると、今回の独自利用を行う事務及び特定個人情報カードがなくても市民にとっては何の不便と感じることはありません。全て行政の都合のみのためのものとは言えません。そもそもマイナンバーカードについては、政府は社会保障がきめ細やかにかつ的確に行われるなどと言ってきました。カードを取得すると便利ですというようなことも言っています。特にマイナンバーカードは個人番号を使った税などの徴収強化も狙われていると言います。問題はいろいろありますが、鹿島市ではまだ発生していないということですが、既にマイナンバーに関する詐欺など多数発生しているというニュースも珍しくありません。あなたのナンバーが漏れたのでやり直すために2,000千円、あるいは3,000千円というような詐欺が珍しくないようです。個人情報保護対策などと言われますが、番号は個人に配られるカードに書かれていますから、知ろうとすれば誰でも知ることはできるでしょう。番号

が知られば、医療、介護、所得など秘密にかかわる重要な情報が他人に知られる危険はないとは言えません。10年前、住基カードができたときにも他人に成り済まし、詐欺事件なども起こっています。

今回のマイナンバーの導入については、個人情報の保護などと言われていますが、その保障もないし、いろんな問題でまだシステムについても完全なものとは言えないと言われています。市民にとって害はあっても何の利益もないというようなマイナンバー制度は、国で定めたものと言っても、今の時点では撤回すべきだと思います。この件については全国的にも撤回をという世論が広がっています。

よって、これらにかかわる今回の条例案には反対するものです。

さらに1つだけつけ加えておきたいと思いますが、それはマイナンバー事業をめぐっての政官財の癒着の問題です。この事業に関して国は862億円発注したということですが、発注した862億円のうち約9割に当たる772億円を大手電機企業など9社が受けたといいます。そのうちの240,500千円が自民党への献金です。また、6社には行政機関の幹部33人が天下りをしているということです。国民に何のメリットもないばかりか、国民に不安を持ち込むような制度をつくり、一部大企業に対し発注をし、そして自民党への献金という、まさに国民のプライバシーを食い物にするようなことだけとってみても、このマイナンバー制度を許すことはできません。

以上の理由で委員長報告に反対をするものです。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第58号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第58号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る12月4日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託をされました議案第58号 鹿

島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付をいたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成27年12月11日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業委員会

委員長 角田一美

文教厚生産業委員会審査報告書

平成27年12月8日の本会議において付託されました議案第58号「鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」は、12月11日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長角田一美議員。

○文教厚生産業委員長（角田一美君）

おはようございます。去る12月8日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第58号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、担当職員出席のもと12月11日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その経過及び結果について御報告いたします。

まず事務局より、条例の制定理由、農業委員会等に関する法律の改正目的及びその概要と、今回制定の条例の内容について説明がありました。

条例の制定理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定したいとのことであります。

条例の内容については、第1条から第3条までの条文と附則3項を規定し、第1条で条例制定の趣旨を、第2条で改正法の規定により、条例で定める農業委員会の委員定数を10人とする。第3条で改正法の規定により、条例で定める農地利用最適化推進委員の定数を21人とするものであります。

附則第1で、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則第2で、農業委員会の委員の選任方法が変更されたことから、鹿島市農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例（平成18年条例第25号）は廃止する。

附則第3で、農地利用最適化推進委員が新設されたことにより、鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正により、農地利用最適化推進委員の報

報酬を、年132,100円を規定するといった内容であります。

以上の説明の後、以下のとおり質疑を行いました。その内容について御報告申し上げます。

質問 農業委員20名から農業委員10人と農地利用最適化推進委員21名の計31名に変更になるが、予算的には、現行とどう変わるのか。

答弁 会長、副会長、委員合わせて農業委員20名の現在の報酬総額が4,040千円程度であるが、改正後は農業委員10名、推進委員21名、計31名分の報酬総額は約4,900千円程度の予算が必要となる。

質問 農地利用最適化推進委員の報酬は年額132,100円だけなのか、これ以外に日当等があるのか。

答弁 業務の内容によって、報酬とは別に、日当的なものを国は検討したいとのことだが今のところ国からの情報はまだなく、わかっていない。

質問 推進委員の報酬が年間132,100円と低いが、現実問題として果たして推進委員を引き受けてくれる人がおられるのかどうか危惧しているがどうか。

答弁 活動内容は詳しくはわかっていないが、月に2日ないし2.5日の活動で、報酬の範囲の中でお願いしたい。今後、想定以上の業務がふえることとなれば報酬の改定もあり得る。

質問 農地の集約業務に取り組むといたら月2日ないし2.5日で済む話なのか。業務としてはかなりの日数が出てくるのではないか。

具体的な業務内容を示して推薦依頼、あるいは公募すべきではないのか。手当は1年の実績を見て考慮してほしい。

答弁 農地利用最適化推進委員の業務は、1つ、担い手への農地利用の集積、2つ、耕作放棄地の防止対策と解消の推進、3つ、新規就農参入の推進が主な業務となる。農地の集積は平たん部より山間地が厳しいので推進委員の人数を山間部により多く配置したいと考えている。

質問 現在の農業委員の報酬額は幾らか。

答弁 会長で年間352,800円、副会長で231,300円、農業委員は192,100円である。

質問 今回の改正で、農業委員の報酬額は改定されるのか。

答弁 農業委員については、現行の報酬額でいきたい。

質問 農地利用最適化推進委員は、現場で一生懸命活躍していただく必要があり、農業委員報酬の192,100円と同等の額が必要ではないのか。

答弁 農業委員は許認可業務と最適化推進業務とをあわせ行い、定例総会にも出席していただくので、推進委員との差をつけている。

質問 委員定数の根拠は、2010年の農林業センサス数値によって算出したとのことだが、2015年センサスはまもなく公表される。既にかなり農家戸数、面積が減少している。

任期満了後の定数の見直しはなされるのか。このままの定数でいかれるのか。

答弁 委員の定数は、任期満了時点での直近センサスでもって農業者数、耕地面積によって上限枠が決まっているため、定数は上限枠の中で、任期満了時点、時点で必要があれば定数を見直していくことになる。

質問 委員の推薦は、従来の農業協同組合、共済組合、土地改良区それぞれ枠があったと思うが、これらの団体等との調整はどうするのか。

答弁 団体等からの推薦は、今までどおり農業協同組合、共済組合、土地改良区等にお願いしたい。

質問 候補者の公募もあり、2月中旬に農業委員候補者検討会議が予定されているが、この検討会議の構成メンバーをどのように考えているのか。

答弁 検討会議のメンバーについては、学識経験者、農業委員会の委員、市職員から6名を上限でお願いしたいと考えている。

質問 選挙制度の廃止で、選挙人名簿の調整手続はなくなるのか。

答弁 選挙人名簿の調整はなくなり、経営主の把握は難しくなる。  
今後どうするのか全国的な動きを見ながら検討したい。

質問 女性参画の機運の中で、農業委員10名のうちに女性委員が入れる余地があるのか。女性委員の登用について配慮すべきではないのか。

答弁 女性や青年部を積極的に登用するようにしたいが、努力義務であり、絶対的な義務ではない。認定農業者5人以上は必須要件である。

質問 農業委員のうち1人以上は、農業以外の者で中立委員を置かなければならないとなっているが、どのような人を考えられているのか。

答弁 農業者以外の者で、農地の許認可に関する利害関係を有しない者を1人以上入れなければならない。中立の方の例として弁護士、司法書士、行政OB等公正な判断ができる者となっている。

意見 発足当初から中立委員は1名置かなければならないことになっているが、農地の許認可関係に利害関係がなく、農業に詳しい人という縛りがあるので、現実問題としてなかなか難しい。中立委員の選出に当たっては慎重にやってほしい。

質問 耕作放棄地と遊休農地の区分けの判別はどうされているのか。

答弁 耕作放棄地でも今後農地として戻るのか戻らないのかで判別する。戻らない農地については非農地化していく。農業委員会の総会の中で、農地の判定をしていく。

質問 農業委員の定数を10名にされた理由は。

答弁 法律施行令第5条の委員の定数の基準が定めてあり、これによると10アールの基準農業者数が1,100人から6,000人の中である鹿島については、同じく区域内耕地面積が1,300から5,000ヘクタールの範囲内であり、推進委員を委嘱する農業委員会にあって

は定数の上限は19人となっている。改革の方向性として、委員会を機動的に開催できるよう、現行の農業委員会定数の2分の1程度とするということで、20名の2分の1の10名を定数とした。

質問 公募委員に誰も手を挙げられない場合はこちらからお願いするのか。

答弁 こちらからお願いする場合が出てくる場合もある。候補者がいなくて9名しかいない場合、3月議会で9名の同意を得て、次の6月議会で同意を得て進める場合もある。

質問 最悪の場合は定数を満たさない場合でも4月1日発足するのか。

答弁 定数を満たさない場合でも4月に発足し、欠員がある場合は次の議会でお願ひすることができることになっている。

質問 農地利用最適化推進委員21名の地区割り振りはどうするのか。

また、想定する区域で公募が多い場合はどうするのか。

答弁 選出方法は農業委員会が定める区域ごとに推薦並びに公募を実施し、推薦、公募の情報を整理し、公表、農業委員会は、推薦、公募の結果を尊重して委嘱することになる。

想定される区域については、農地面積を勘案し、大字単位で区域割りをしたいと考えている。

鹿島地区については、大字高津原、納富分を1つ、重ノ木を1つ。

北鹿島地区については、中村と森を1つ、井手と常広はそれぞれ1つ。

能古見地区は、大字三河内と大字山浦の2地区に。

古枝地区は、大字古枝地区1つを。

浜地区については、浜地区1つを。

七浦地区は、飯田、音成をそれぞれ大字単位に区域割し、耕作放棄地が多い中山間地域に重点配置することで複数推薦をお願いすることにしている。

以上のような質疑の後、討論、採決を行い、起立全員で、議案第58号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例は文教厚生産業委員会において可決、決定されました。

以上をもちまして報告を終わります。

#### ○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。14番松尾征子議員。

#### ○14番（松尾征子君）

ただいまの委員長報告に対して質問いたします。

質問いたしますのは農業委員の選出方法の問題です。今回、選挙による公選制と議会及び農業協同組合などによる推薦制度が廃止され、そして農業者などによる推薦と公募により市町村長が委員の候補者を市町村議会の同意を得て任命するということになったということ

ですが、この点でお尋ねをしたいと思えますのは、農業者などの推薦もありますが、まずお尋ねをしますのは、前もお尋ねしたと思えますが確認の意味です。市内、市外、そういう制限があるのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業委員長角田一美議員。

○文教厚生産業委員長（角田一美君）

農業委員の選出方法について質問がありましたけれども、農業委員のうち1人以上は農業者以外の者で中立委員を置かなければならないというふうになっておりますけれども、この中立委員の選任について、市内及び市外からも選任することはできるかと質問ですけれども、これにつきましては、市外の人であっても拒むことはできない。したがって、市外の方も選任することができます。

ただ、この農業委員さんの職務の内容からして、中立の方の例として、弁護士とか、司法書士とか、行政OB等、こういった公正な判断ができる者というふうになっておりまして、この方がいろんなほかの業務も従事されて、いわゆる農業委員会の本来の職務の遂行で業務への支障がない限り、そういった方についてもできるというふうになっております。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長は中立委員ということで特別おっしゃいましたが、私は農業委員の選出ということをおっしゃいますので、ほかの委員についてもそういうことができるのかどうか、そのことをお尋ねいたしております。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業委員長角田一美議員。

○文教厚生産業委員長（角田一美君）

農業委員の選出方法には各農業団体のからの推薦のほかに公募という形をとられるわけですが、公募の方の、さっき質問がありました市内、あるいは市外の方もできるか、そのことについて市内の方も拒むことはできないわけですが、市長が議会のほうに同意を得る前に、いわゆる公募された選任で上がってこられた方を、特に農業に詳しい方であるかどうか、そういった判断が必要でありますので、学識経験者、農業委員会の委員、市職員から成る農業委員等候補者検討会議の中で判断されるというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

農業問題というのは非常にこう、特に鹿島市は農業を中心にやってきたまちですが、これまでもいろんな農業の経営、土地の問題について農業委員会の中で委員の人たちが御努力をされてきたと思います。

そういう面で、私は今、農業の専門、専門とおっしゃっていますが、やっぱり一番大事なのは、その地域の状況を一番よく知った人たちが立つべきだと思うんですよね。そうしないと、農家の状況だって、それから、今盛んに耕作放棄地の問題とかもありますし、後継者の問題、それから農家の経営の問題というのは、やっぱりその地域の人が一番状況をつかんでいると思うんですよね。だから、そういう人たちが農業委員となって力を尽くしていただくということが大事だと思いますが、今の状況でいきますと、まず農業の専門というのがどういふものか、その辺もはっきりしないわけです。特に、公募とか推薦で選ばれた人を市長が最終的には選任というか選んでいただくわけですね、議会に提出する前に。そういうときに、本当にその辺がはっきりできるという確証がないと、せっかく農業委員さんをつくっても、ただ単に上だけでの農業問題のいろんなことを論議するだけではできない。ましてや、その中に農業が本当に発展しないというふうな今のような国の制度だけを取り上げながら進めていくというような、そういう形の委員会になってしまったら、例えば、これまで努力されてきた土地を守るということだって非常に困難になってくると思うんですよね。

だから、その辺の人事のあり方については、例えば、鹿島市内だけでも市内の人を選ぶとか、そういう私は担保が必要じゃないかと思うんですが、それを委員長にせろと言っても今そういう質問じゃないですからね、しょうがないと思いますが、その辺もしお答えができればお答えください。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

文教厚生産業委員長角田一美議員。

○文教厚生産業委員長（角田一美君）

今、松尾議員から質問がありました件につきましては、審議の過程ではそういった質問、あるいは答弁はございませんでしたので、ちょっとそこら辺については私のほうからは答えかねます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

議案第58号について委員長報告に反対するものです。

農業委員会などに関する法律の一部改正に伴って農業委員会委員の選出方法が変わり、さらに農地利用最適化推進委員の新設がされるというのですが、これまで農業委員会の委員は選挙制、つまり選挙による委員14人と、市長選任制、つまり推薦による選任委員6人となっていました。ところが、今回は市長が議会の同意を得て10人が任命されることとなります。今回の選出は、農業者などによる推薦と公募により市町村長が委員の候補者を市町村議会の同意を得て任命する制度に変わるということです。推薦と公募によるといっても、市長が選んで議会に同意を得るものです。例えば、委員を選任するとき少しでも市長の私見が入ったら私は許せないものだと思います。しかし、今回の制度の中に私見が入らないという保障は全くありません。

農業委員会の委員は、地元の農業を守るためにこれまで力を尽くしてこられました。特に農地を守ることは農業を守るのに一番大事なことだと私は思っています。そのために地元の事情をよく知った人たちを多く入れ、そして、そういう人たちに働いてもらうことが大事だと思います。このような大事な委員の選出に当たって、その選出の方法が少しぼやかされた分が私にはあり、今回のことは同意できないので反対をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時54分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 13番 福井正

同 上 14番 松尾征子

同 上 15番 光武学